

# つなぐぞてんどう！宅地創出補助金

**事業の名称** 宅地創出空き家除却事業費補助金

## 事業の趣旨

一定の危険性がある空き家を除却して創出した宅地を、移住・定住・転居等を希望する方へつなぐことができるよう、補助要件を満たす空き家を除却し宅地の売却を行う方を支援することを目的としています。

## 補助対象者

補助対象となる空き家を所有する方又は相続する方

※空き家とは、市内にある建築物のうち、主に居住用の建築物及びその敷地内の物置、作業場、車庫等で、現に居住を目的とした使用がなされていないものです（賃貸用若しくは法人所有又は新築後に居住の実態がないものを除きます。）。

※所有する方とは、事業個所の全部事項証明書又は固定資産課税台帳に記載のある方です。

## 補助の対象となる要件

補助金の申請には、次に掲げる事項のいずれにも該当する必要があります。

- |  |
|--|
| <input type="checkbox"/> 下記の①、②のいずれかの空き家を除却する事業であること。      |
| <input type="checkbox"/> ① 昭和56年9月30日までに表示登記された空き家         |
| <input type="checkbox"/> ② 住宅不良度判定による評点の合計が50点以上100点未満の空き家 |
| <input type="checkbox"/> 空き家を除却した土地を宅地として、売却するための事業であること。  |
| <input type="checkbox"/> 令和9年2月末日までに、実績報告書を提出できるもの。        |
| <input type="checkbox"/> 補助対象要件表の全てに該当する除却工事であるもの。         |

## 補助金の額

- 補助対象経費の2分の1の額（上限50万円）  
※千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額

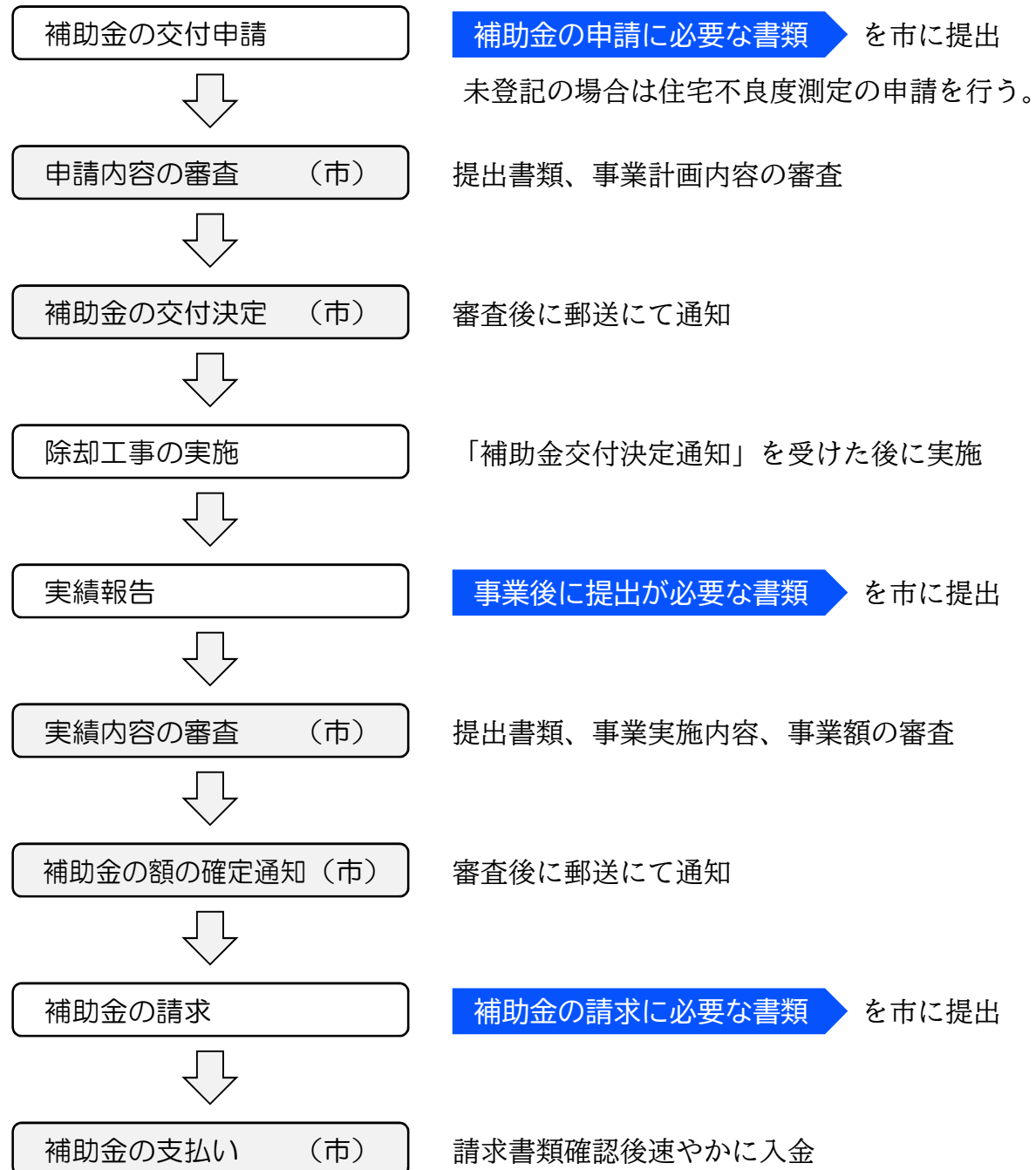
## 受付の期間

令和8年4月20日（月）から予算額に達するまで

## 問合せ先

天童市 建設部 都市計画課 都市再生係  
023-654-1111（内線424・425）

## 手続きの流れ



## 住宅不良度測定申請に必要な書類

住宅不良度測定申請を行う場合には、下記の書類が必要となります。

書類の種類	備考
<input type="checkbox"/> 事前測定申請書	様式第1号（第7条関係）
<input type="checkbox"/> 全部事項証明書の写し	未登記の場合は、固定資産課税台帳の写し
<input type="checkbox"/> 申請箇所図	申請箇所がわかる地図（住宅地図など）

## 補助金の申請に必要な書類

補助金の交付申請には、下記の書類が必要となります。

書類の種類	備 考
<input type="checkbox"/> 交付申請書	規則様式第1号（第5条関係）
<input type="checkbox"/> 事業計画書	様式第1号（第8条関係）
<input type="checkbox"/> 事業位置図	事業位置を確認できるもの
<input type="checkbox"/> 全部事項証明書の写し	土地、建物両方（築年数による申請の場合）
<input type="checkbox"/> 事前測定結果通知の写し	住宅不良度測定の結果を示すもの 測定後3か月以内のもの（住宅不良度による申請の場合）
<input type="checkbox"/> 見積書等の写し	補助対象経費（解体工事費等）が確認できるもの
<input type="checkbox"/> 現況の写真	事業実施前の現況写真
<input type="checkbox"/> 納税証明書	申請箇所の固定資産税の完納を示す直近のもので、納期未到来の表記のないもの
<input type="checkbox"/> 同意書	様式第2号（第8条関係）（所有者が複数いる場合のみ）
<input type="checkbox"/> 委任状	申請者との関係を確認できるもの（委任する場合のみ）
<input type="checkbox"/> その他	補助金の審査に必要な書類

## 事業後に提出が必要な書類

除却工事が完了した後に、下記の書類が必要となります。

書類の提出期限は、事業完了後30日又は令和9年2月末日のいずれか早い日となります。

書類の種類	備 考
<input type="checkbox"/> 実績報告書	規則様式第3号（第8条関係）
<input type="checkbox"/> 契約書の写し	工事請負契約書または請書の写し
<input type="checkbox"/> 売買契約書等の写し	宅地の売買契約書の写しまたは媒介の依頼を証する書類
<input type="checkbox"/> 請求書及び領収書の写し	補助対象経費の支払いの確認ができるもの
<input type="checkbox"/> 事業実施状況写真	事業実施中及び事業完了後の状況を確認できる写真

## 補助金の請求に必要な書類

補助金の請求には、下記の書類が必要となります。

書類の種類	備 考
<input type="checkbox"/> 補助金請求書	規則様式第4号（第23条関係）
<input type="checkbox"/> 通帳等の写し	カタカナで名前が記載してあるページの写し
<input type="checkbox"/> その他	補助金の支払いに必要な書類

## 補助対象要件表

補助金の申請には、次に掲げる事項のいずれにも該当する必要があります。

<input type="checkbox"/> 下記の①、②いずれかの空き家及びその敷地内の建物全てを除却するもの。
<input type="checkbox"/> ① 昭和56年9月30日までに表題登記された空き家
<input type="checkbox"/> ② 住宅不良度判定による評点の合計が50点以上100点未満の空き家
<input type="checkbox"/> 木造、鉄骨造又は軽量鉄骨造の空き家を除却するもの。
<input type="checkbox"/> 半分以上が居住するために利用されていた空き家を除却するもの。
<input type="checkbox"/> 空き家等を除却後に宅地の売却を行うまたは、行う計画であるもの。
<input type="checkbox"/> 本市の市税を滞納していないこと。
<input type="checkbox"/> 所有者の全員及び所有権以外の権利者が、申請する空き家の除却に同意していること。
<input type="checkbox"/> 県内建設業者と請負契約を締結し、除却工事を行うもの。
<input type="checkbox"/> 関係法令に基づく必要な手続きを行い除却するもの。
<input type="checkbox"/> 補助金の交付決定前に着手していないこと。
<input type="checkbox"/> 補助対象者が居住する同一敷地内又は隣接した土地の空き家等の除却でないこと。
<input type="checkbox"/> 所有する方及び相続人の三親等以内の親族が建築物を建築するための除却でないこと。
<input type="checkbox"/> 令和9年2月末日までに、実績報告書を提出すること。

※ 県内建設業者とは、県内に会社の本店を有する建設業者という。

※ 除却工事とは、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた県内建設業者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定による解体工事業の登録を受けた県内建設業者と契約を締結するものであること。